

平成29年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		母子生活支援施設措置事業	担当課	児童福祉課
総合計画	政策	こころ豊かに暮らせるまち	計画期間	平成13年度～
	施策	人権の尊重	種別	法定事務
	基本事業	虐待などの人権問題の解消	市民協働	その他
予算科目コード		01-030201-04 補助	根拠法令・条例等	児童福祉法

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか） 18歳未満の児童を養育しおり、配偶者のいない、又はそれに準ずる事情にある女性とその児童の安全確保と生活支援を行うため、母子生活支援施設に入所させる。
児童福祉法第23条に基づき、生活困窮やDV等の被害者である等の困難な状況にある母子の生活基盤を確保し、自立に向けた支援を行うため、平成13年から事業を開始した。	
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
DV等による被害を受ける対象者又は対象世帯の安全を確保するとともに、その生活を支援することで、退所後の自立支援につながる	
（参考）基本事業の目指す姿	
子ども、高齢者、障がい者、配偶者間の人権が尊重され、虐待などの人権問題が解消されるように努める。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
・対象世帯に対して、当該事業も含め適切な支援が提供できるよう、DVや生活困窮家庭の相談を受ける中で十分な聴取が必要である。	【通年】 ・対象世帯の把握と面接の実施
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
・相談対応の中で、現状把握を十分に行い、当該事業の適用要否判断と、母子生活支援施設の規則等を理解していただいた上での利用となるよう、きめ細かな面接をしていく。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	今後必要な方がいつでも入所し、安全を確保した中で、自立に向けての生活支援をしていけるようにする。

H28年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H29年度の振り返り）	
H28年度の評価（課題）	H29年度の取組（評価、課題への対応）
DV等の被害者（世帯）に対する相談を受けながら、必要に応じて母子生活支援施設に入所させることにより、母子の安全確保や生活の自立に向けて支援をしていく。	DV相談は市民協働推進課を窓口とし、児童のいる世帯については児童福祉課も一緒に対応している。母子のおかれている問題をよく聴取し、母親の意思確認のもと方向性を検討していくが、今年度は母子生活支援施設入所に至るケースはなかった。しかし、相談件数は年々増加しているため、今後も母子にとって安心・安全に生活し自立を目指す環境が設定できるように関係機関と連携し相談対応をしていきたい。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H28年度	H29年度	H30年度	目標値（H33）
保護実施世帯数（件）	1.00	1.00	0.00	1.00	1.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☐ 横ばい ☒ 低下	DV相談の結果、母子生活支援施設に入所しなくても、市外にアパートを借りたり、市営や県営住宅に入所して自分で生活していくことを希望する方もいる。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	緊急対応が必要なケースがあるため、いつでも臨機応変に対応できる体制を整えておくことが必要である。				

コストの推移						
項目		H27年度決算	H28年度決算	H29年度決算	H30年度予算	H31年度見込
事業費	計	3,473	1,767	87	2,341	2,341
	国・県支出金	2,560	1,374	16	1,726	1,726
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	913	393	71	615	615
正職員人工数（時間数）		0.00	30.00	6.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	123	25	0	0
トータルコスト		3,473	1,890	112	2,341	2,341

平成29年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		家庭児童相談事業	担当課	児童福祉課
総合計画	政策	こころ豊かに暮らせるまち	計画期間	平成13年度～
	施策	人権の尊重	種別	法定事務
	基本事業	虐待などの人権問題の解消	市民協働	事業協力
予算科目コード		01-030201-08 単独	根拠法令・条例等	児童福祉法

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
家庭での児童の健全な養育・福祉を向上させるため、昭和39年4月22日厚生事務官通知「家庭児童相談室の設置運営について」により福祉事務所に設置するとされた。市においては、平成14年2月2日の市制施行に伴い、福祉事務所に設置された。	育児不安等の悩みを持つ保護者に対し、家庭相談員や臨床心理士が電話及び対面にて相談を行うとともに、児童虐待や要保護ケースを早期発見し、関係機関につなげ、問題の解決や育児不安の解消に当たる。 1 来所相談、電話相談、訪問相談、出張相談の各相談業務 ・市民交流プラザ内に開設している家庭児童相談室において、来所相談及び電話相談を実施する ・来所の場合、保護者に対してカウンセリング、子どもに対してプレイセラピー（子どもとの面接や遊びを通して気持ちの安定を図る）を実施する。 ・南守谷児童センター（毎週金曜日）、守谷駅前親子ふれあいルーム（毎月第2金曜日）での出張相談を開催する。 2 「守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会」の開催（6月・2月） ・要保護児童等に関する情報交換・関係機関の連携及び協力の推進に関する協議・広報・啓発活動を行う。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など、多種多様な問題に対し、家庭相談員や臨床心理士が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるように支援する。また、児童虐待について各関係機関と連携し、未然防止と早期発見・早期対応に努めることで、良好な家庭環境を築き、児童の健やかな成長につなげる。	
（参考）基本事業の目指す姿	
子ども、高齢者、障がい者、配偶者間の人権が尊重され、虐待などの人権問題が解消されるように努める。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
・0～18歳までの児童及びその保護者が抱える多種多様な問題に対し個別相談を実施しており、相談件数は昨年度を上回るペースで増加している。特に、発達障がいや複雑に絡んだ心理的な問題を抱える児童ケースが増加しており、よりきめ細やかに対応することが求められている。 ・通告対応の増加について、限られた職員が緊急時にも迅速かつ適切に対応するための体制作りが急務と言える。	【平成29年度】 ・12月～ 公用車配備の要望 【平成30年度】 ・4月～ ①カウンセリング、プレイセラピーに加え、必要時に心理検査や箱庭療法等を柔軟に取り入れることのできる体制整備 ②緊急時対応についての習熟と、迅速かつ適切な対応を行える体制整備 ③ペアレントトレーニングの継続的かつ安定的実施
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
・保護者が抱える育児困難感を低減することを目的としたペアレントトレーニングを継続実施する。 ・通告対応の増加について、児童相談所で実施する研修を通して通告対応に習熟することで緊急時に適切に対応できる職員の養成を行う。また、機動性を高めるため公用車確保を希望する。 ・発達障がい児のアセスメントを行うため心理検査の実施をスムーズに行える体制を整える。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
■ 増加 □ 維持 □ 削減	県から移譲される通告対応増加に備え、公用車配備が可能となった場合はコストは増加する。

H28年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H29年度の振り返り）	
H28年度の評価（課題）	H29年度を取組（評価、課題への対応）
家庭児童相談室について市民に周知し，保護者及び児童が気軽に相談することのできる体制を構築する。	・ 通告対応の増加について，児童相談所で実施する研修を通して通告対応に習熟し，緊急時に適切に対応できる体制を整えた。 ・ 「どならない子育て練習法」グループを2クール実施し，より多くの保護者に対して育児困難感の低減に寄与することができた。 ・ 近年増加する発達障がい児のアセスメントに心理検査を導入するなど，より多くのケースで専門性の高い支援を実施することができた。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H28年度	H29年度	H30年度	目標値（H33）
子ども家庭支援ネットワーク協議会協議回数（回）	46.00	79.00	53.00	50.00	50.00
相談件数（件）	172.00	194.00	240.00	200.00	200.00
成果の動向（→その理由）					
■ 向上 □ 横ばい □ 低下		・ 保健センターや総合教育支援センターなど関連機関との緊密な連携体制を構築し、市民のニーズにきめ細やかに対応することができた。 ・ 「どならない子育て練習法」グループを2クール実施し、より多くの保護者に対して育児困難感の低減に寄与することができた。 ・ 近年増加する発達障がい児のアセスメントに心理検査を導入するなど、より多くのケースで専門性の高い支援を実施することができた。			
今後の事業の方向性（→その理由）					
□ 拡大 □ 縮小 □ 維持 ■ 改善・効率化 □ 統合 □ 廃止・終了		・ 児童相談所からの調査依頼対応、より複雑化する傾向にある相談に迅速かつ適切な対応できる体制の強化、また、出張相談やペアレントトレーニングの積極的な実施など、より市民に親しみやすくわかりやすい相談体制を構築し、児童虐待対応および未然の予防に寄与する。			

コストの推移						
項目		H27年度決算	H28年度決算	H29年度決算	H30年度予算	H31年度見込
事業費	計	5,223	4,950	4,773	6,498	5,220
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	5,223	4,950	4,773	6,498	5,220
正職員人工数（時間数）		0.00	4,514.00	4,714.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	18,507	19,327	0	0
トータルコスト		5,223	23,457	24,100	6,498	5,220

平成29年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		権利擁護事業費	担当課	介護福祉課
総合計画	政策	こころ豊かに暮らせるまち	計画期間	平成18年度～
	施策	人権の尊重	種別	法定事務
	基本事業	虐待などの人権問題の解消	市民協働	
予算科目コード		04-030303-01 補助	根拠法令・条例等	介護保険法第1条 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
平成28年4月から改正介護保険法と高齢者虐待防止法が施行され、各法に基づき事業を開始した。 認知症等によって判断力が低下した高齢者は、虐待や悪質商法の被害等の人権侵害に遭いやすく、自己責任だけでは尊厳ある暮らしの継続が困難になる。また今後益々独居や高齢者のみの世帯が増える傾向にある。	①成年後見制度の活用促進；成年後見制度の普及啓発に努め、親族からの申し立てを支援し、親族申し立てが困難な場合は、速やかに市町村申し立てに繋げる。 ②老人福祉施設等への措置の援助；虐待等の場合で老人福祉施設等への措置入所が必要と判断された場合は、市町村の担当部局（高齢福祉G）に報告し措置入所の実施を求める。 ③高齢者虐待への対応；高齢者虐待防止法に基づき、事例に即した適切な対応をとる。 ④困難事例への対応；センターの専門職が相互に連携、全体で対応を検討し、必要な支援を行う。 ⑤消費者被害の防止；消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
地域住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。	
（参考）基本事業の目指す姿	
高齢者の人権が尊重され、虐待などの人権問題が解消されるように努める。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
高齢者の権利擁護に必要な支援を行うためには介護事業所職員との連携が欠かせないため、事業所職員を対象とした研修会は高齢者虐待と成年後見制度のテーマを設けて1年置きに実施しているが、いずれのテーマも支援件数の増加に対し研修会の機会が少ない状況にある。	11月 事業所職員を対象とした研修会内容の改善策を検討し、平成30年度予算編成に反映させる 随時 成年後見制度の普及啓発・申立て支援 老人福祉施設等への措置の援助 高齢者虐待への対応 困難事例への対応 消費者被害の防止
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
介護事業所職員を対象とした高齢者虐待と成年後見制度の研修会を毎年実施する。 研修の機会が増えることで、より多くの介護事業所職員に高齢者虐待についてはその防止と早期発見・早期対応の重要性、成年後見制度については制度・支援の重要性についての理解を深めてもらうことができ、権利擁護に必要な支援に繋げることができる。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
■増加 □維持 □削減	事業所職員を対象とした研修の回数を増やして開催するために最低限必要な経費であるため。

H28年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H29年度の振り返り）	
H28年度の評価（課題）	H29年度を取組（評価、課題への対応）
高齢者虐待や成年後見制度の認知度が向上したことで相談件数が増加しているため、センター内での情報共有と支援体制の整備が必要となっている。	①虐待等の場合で老人福祉施設等への措置入所が必要と判断された場合の支援を行った。 ②高齢者虐待防止法に基づく虐待対応として、事例に即した適切な対応を行った。 ③センターの専門職が相互に連携、全体で対応を検討し、困難事例に対する必要な支援を行った。 ④市介護認定調査員に対する虐待対応研修を行い、早期発見・通報・対策ができる体制を強化した。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H28年度	H29年度	H30年度	目標値（H33）
虐待の相談件数（疑いを含む）（件）	7.00	15.00	19.00	20.00	0.00
虐待解決人数（人）	5.00	12.00	17.00	20.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
■ 向上 □ 横ばい □ 低下	専門職を対象とした研修会等で、高齢者虐待を疑う場合でも通報義務があると周知したことにより、相談件数が増えている。また、地域の関係者との連携が進み、民生委員や市民からの相談を受ける体制ができてきている。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
□ 拡大 □ 縮小 ■ 維持	□ 改善・効率化 □ 統合 □ 廃止・終了	事業所職員に対する研修の機会を増やして事業所との連携を深め、虐待の予防や早期発見に繋げるとともに、虐待（疑いを含む）の相談があったときは、センター内で迅速に情報共有を行い必要な支援に繋がられるよう、困難事例に対する適切な対応ができる体制を強固にしていく。			

コストの推移						
項目		H27年度決算	H28年度決算	H29年度決算	H30年度予算	H31年度見込
事業費	計	30	30	45	134	134
	国・県支出金	18	18	26	78	78
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	6	6	9	26	26
	一般財源	6	6	10	30	30
正職員人工数（時間数）		0.00	171.00	104.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	701	426	0	0
トータルコスト		30	731	471	134	134